

# 障がい者基本法の改正について・その1

2010年1月22日

大谷 恭子

障害者基本法を、障害者権利条約を国内で実効力あるものにするための基本法と位置づけ、障がい者権利法に抜本的に改正する必要がある。(とりあえず、その1として提案します。)

## 1、基本法を障がい者の権利章典とすること

権利条約に明記された人権を国内法レベルで確認し、今後各関連法規において整備・保障されるそれぞれの権利の根拠となるべきものとする。

具体的には以下のことが不可欠となると思われる。

### (1) 前文を設け理念・哲学を指し示すこと

前文に基本法が権利条約を受けたものであることを明記し、法の運用・解釈の指針を、障がい者の尊厳と人権の尊重にそうものとすることを確固たる理念・哲学をもって提示すること。

### (2) 権利法とすること

法の目的を、福祉の増進ではなく尊厳と人権の尊重の促進とし、福祉を権利として位置づけること。

### (3) 権利の主体を明らかにすること

各条項を、障がいのある人が権利の主体であることを明らかにし、法文上も「障がいのある人は・・・」と規定すること。

## 2、権利条約に確認された従来国内法には明記されていない概念を定義し、今後各関連法令の改正の総則を規定すること。

具体的には最低限以下のことが不可欠になると思われる。

### (1) 障がいの定義を社会モデルとすること。

障がいの定義は、単なる概念の問題ではなく、広く国民に障がいとは社会の関係で「発症」もしくは「軽減」するものであり、排他的な社会にあっては障がいはより困難を伴い、逆に障がいのある人もない人も共に生き

る社会にあっては、障がいは軽減あるいは意識されることもないものとして啓蒙することを意識して規定すること。

## (2) インクルージョン

インクルージョンは、政府仮訳文では、「社会に受け入れられること」とされているが、これを基本理念として確認すること。権利条約3条は、インクルージョンを権利条約全体を貫く一般原則とし、尊厳、非差別と同列に位置付けている。

インクルージョンの訳および定義については未だ確定したものはないが、これについても条約の理念に則り適切に規定する必要がある。

## (3) 合理的配慮

権利条約は障がいのある人の人権及び自由を確保するために社会に合理的配慮義務を課し、これが保障されていないことは差別であると明言した。これについても基本法に盛り込み定義を明確にする必要がある。

以上、障がいとは社会との関係によって生じるものであり、また障がいのある人を社会が受け入れなければならない、そのためには社会が障がいのある人のために合理的配慮をしなければならないこと、これを三位一体として国民が理解しうるように、基本法に盛り込む必要がある。

## 3、権利条約に確認された従来国内法では明記されていない権利（憲法13条幸福追求権によって認められていたものを含む）について、明文で保障すること。

具体的には以下の権利についての規定が不可欠であると思われる。

### (1) 個人のインテグリティ（不可侵性）の保護

権利条約17条は障がいのある人の身体的・精神的なインテグリティ（不可侵性）を尊重される権利を保障しているが、インテグリティの訳については、政府仮訳文が誤訳とも思われる内容であったことから、この訳を検討したうえで、権利として定義し規定する必要がある。

### (2) 自立（自律）した生活及び地域社会で生活する権利

権利条約19条は地域社会で生活する権利を、その内容を含めて具体的に保障している。これを基本法に盛り込むことは不可欠である。

### (3) 言語（手話）に関する権利

権利条約は手話を言語として位置づけ、手話の習得をアイデンティティ

形成のための権利として位置づけている。ろう、盲ろうの人の教育についての権利（24条3項b、c）についても関連しているので、その前提としても規定する必要がある。

#### 4、権利主体として脆弱な女性および子どもについて、条項を設けること

##### （1）障がいのある女性

権利条約は障がいのある女性が複合的差別を受けていることを認め、第6条のみならず、搾取および暴力虐待からの自由（16条）、健康（25条）、十分な生活水準および社会保護（28条）、障がいのある人の権利に関する委員会（34条）に、各ジェンダーを意識した文言を入れている。よって基本法にもこれを受ける総合的規定が必要である。

##### （2）障がいのある子ども

権利条約は障がいのある子どもについて、一般原則（3条）として障がいのある子どもの発達しつつある能力の尊重およびアイデンティティを保持する権利の尊重を規定し、さらに個別に障がいのある子どもの権利（7条）について規定している。その内容はほぼすでに批准している子どもの権利条約に規定されていることではあるが、わが国は子供の権利条約の批准時に国内法整備としての法を制定しなかったことにより、例えば子供の意見表明権についても明確な規定を有していない。よってこの点についても基本法に盛り込む必要がある。

#### 5、各権利の内容について、従来国内法において明確になっていないことを明らかにすること

##### （1）差別の禁止

基本法3条3項は差別の禁止をうたっているが、差別の定義もなく、裁判規範性も有していない。よって、別条を設けて、合理的配慮の欠如も含め差別の定義を明確にする必要がある。なお、裁判規範性を有する差別禁止法の制定の必要性については、別途意見を述べることとする。

##### （2）教育

基本法14条は教育について「年齢、能力および障害の状態に応じ」保障するとしている。また3項においては、障害のある児童とない児童との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進し

なければならないとしている。このように、わが国の学校教育法は原則分離学となっている。しかし、これは権利条約がインクルーシブ教育を保障していることと決定的に抵触する。このことにより特別支援教育は、権利条約の理念に則り再編成されるべきである。

権利条約 24 条はインクルーシブ教育を保障し、障がいのある人が障がいを理由として一般教育制度から排除されないこと、自己の住む地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること、個人が必要とする合理的配慮と支援を一般教育制度内で保障している。また手話を含む適切な言語並びにコミュニケーション手段での教育を保障している。

よって、この条項を国内法とするためには、学校教育法など関連法規を原則統合に改める必要があるが、その前提として、以下の内容（要旨）を基本法に規定することが不可欠である。

- ①障がいのある人は障がいを理由に差別を受けることなく教育を受ける権利を有している
- ②障がいのある子どもは自己の住む地域社会で障がいのない子どもと分け隔てられることなく教育を受ける権利を有し、地域の小中学校に学籍を有し、就学することを保障され、これは高校以降の教育についても準用される。
- ③障がいのある人（子ども）は個人の必要に応じ合理的配慮と支援が保障される。
- ④障がいのある人（子ども）は、特別支援教育を希望するときにはそれが保障され、障がいのある人（子ども）もしくは保護者の承諾なくして強制されることはない。
- ⑤盲、盲ろう、ろうの子どもの教育は、個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーション手段によってなされることを保障する。

なおこの内容は、「障がい者政策 PT 中間報告」の改革 17 項目「その 6 共に学び共に育つ教育に転換します」とほぼ重なる。

「学校教育制度は、あらゆる段階において障がい児が障がい児以外の者と原則分けられず、インクルーシブ教育（共に学び共に育つ教育）とすることを基本とするとともに、障がい児又はその保護者が希望するときは、特別支援教育を受けることを保障する。

手話、点字又は文字表記（要約筆記）等のコミュニケーション手段の支援、教

材、施設及び設備等のバリアフリー化、教職員の体制整備など、障がい児が学ぶ地域の学校も含む教育現場での支援体制の強化を図る。

義務教育のみならず後期中等教育（中等教育のうち義務教育終了後に行われるものをいう。）及び高等教育等の教育制度においても、インクルーシブ教育に相当する施策を推進する。」

（その1、以上）